

公 示

「広島空港の施設変更に関する公聴会」開催の取消しについて

令和3年4月13日付け国土交通省告示第368号に係る
同日付け公示「広島空港の施設変更に関する公聴会」については、
公述しようとする利害関係人からの公述の申出がなかったため、
航空法施行規則第81条の6の規定に基づき、同公聴会の開催の
取消しを公示する。

令和3年5月6日

国土交通大臣 赤羽 一嘉